

令和6年（く）第106号 再審請求棄却決定に対する即時抗告申立事件  
決 定

申立人（再審請求人） A

原 決 定 京都地方裁判所令和6年3月11日決定（同庁令和4年（た）  
第2号 再審請求事件）

主 文

本件再審請求事件の手続は、令和6年12月26日申立人の死亡により終了した。

理 由

記録によれば、申立人は令和6年12月26日死亡したことが明らかである。そうすると、本件再審請求事件の手続は、申立人の死亡により終了したものというべきであるから、主文のとおり決定する。

令和7年2月5日

大阪高等裁判所第4刑事部

裁判長裁判官 村 越 一 浩

裁判官 赤 坂 宏 一

裁判官 神 原 浩